



# 契 約 書

(居宅介護支援事業)

利用者 様

事業者 : (株)エイチ・エス・エー

居宅介護支援センター

(事業者番号 : 1472300605)

# 居宅介護支援契約書

(株)エイチ・エス・エー  
事業者 居宅介護支援センター

## 第1条（居宅介護支援の目的）

事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービス提供が確保されるよう、居宅介護支援を行います。

## 第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は、令和\_\_\_\_年\_\_月\_\_日から要介護認定（以下、「要介護認定等」といいます）の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出が無い場合、契約は自動更新されるものとします。

## 第3条（居宅介護支援の担当者）

1. 事業者は、居宅介護支援の担当者（以下「担当者」という）として居宅介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅支援に努めます。
2. 事業者は、担当者を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うと共に、事業者側の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。
3. 事業者は、担当に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導すると共に、必要な対応を講じます。

## 第4条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

1. 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
2. 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
3. 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができるものとします。

4. 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
5. その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

## 第5条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

1. 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
2. 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
3. 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

## 第6条（居宅サービスの変更等）

1. 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合には、速やかに居宅サービス計画（ケアプラン）を変更すると共に、これに基づき居宅サービスが円滑に提供されるよう、サービス事業者への連絡調整を行います。
2. 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者へ連絡調整を行います。

## 第7条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

## 第8条（要介護認定等の申請に係る援助）

1. 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう、利用者を援助します。
2. 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

## 第9条（サービス提供の記録等）

1. 事業者は、一定期間ごとに居宅サービス計画（ケアプラン）に記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果を「支援経過記録」等の書面に記載します。
2. 事業者は、「居宅サービス共通記録書」等の記録を作成し、サービス終了後5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりそのコピーを交付します。

## 第10条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

## 第11条（事業者の解除権）

1. 事業所は、やむを得ない事情がある場合、利用者と契約者に対して、1か月の予告期間において、理由を示した文章で通知する事により、この契約を解除することができます。
2. 事業所は契約者と利用者またはその家族が事業所や介護支援専門員に対して、この契約を継続しがたいほどの背任行為（ハラスメント・暴力、暴言など）を行った場合や、信頼関係が著しく毀損され、契約を維持することが不可能と認められるとき、文章で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

## 第12条（契約の終了）

1. 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
  - 一 第2条の規定により、事前に更新の合意がなされないまま契約の有効期限が満了したとき。
  - 二 第10条の規定により、利用者からの解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき。
  - 三 第11条で定める条件が満たされ、かつ事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。
  - 四 次の理由で利用者にサービス提供をできなくなったとき。
    - (一) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したこと。
    - (二) 利用者が介護認定を受けられなかったこと。
    - (三) 利用者が死亡したこと。
2. 事業者は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の支援事業者等への関係記録（写し）の引き継ぎ、介護保険外サービスの利用に係る市町村等への連絡等の調整を行うものとします。

## 第13条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 第14条（損害賠償）

事業者は、居宅介護支援の実施にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

## 第15条（秘密保持）

1. 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
2. あらかじめ文章により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

## 第16条（苦情対応）

1. 利用者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取り扱いをすることはありません。

## 第17条（契約外条項等）

1. この契約及び介護保険法その他の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者との協議により定めます。
2. この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約が必要になります。

上記のとおり、居宅介護支援の契約を締結します。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(家族又は代理人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(立会人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(注)「立会人」欄には、本人と共に契約内容を確認し、緊急時等に利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。

尚、代理人・立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

(事業者) 所在地 神奈川県小田原市扇町5-11-21 \_\_\_\_\_

事業者名 (株)エイチ・エス・エー 居宅介護支援センター \_\_\_\_\_

代表者名 田中 勉 \_\_\_\_\_ 印